

28 結果報告書の評価

条例8条の2①、指針第13-3

- 1 一次評価（A、B、C）
計画書の評価結果と基本対策の実施状況の評価
- 2 二次評価（AA）
目標対策の削減実績と総量削減率の評価
- 3 三次評価（AA+）
計画書の目標削減率と目標対策の達成度を評価
- 4 総合評価（AAA）
専門委員会から意見を聴き、総合的に評価

1 評価の考え方

結果報告書については、最終年度における削減対策の実施状況を段階評価します。中間報告書と同様に、計画書において基本対策をすべて計画化していることと、基本対策をすべて実施していることが評価の基本です。加えて、より高い評価の条件として、目標対策の削減実績や総量削減率に着目します。また、結果報告書の評価においても、計画期間前に実施した過去の削減対策についても、一定の範囲で評価に組み入れています。

2 評価方法 [指針第13-3]

(1) 一次評価（基本対策の実施に関する評価）

- A 評価・・・計画書が A 評価以上で、かつ、計画した基本対策をすべて実施済、ただし、平成 18 年度以降に計画書を提出した事業者は、計画書が A 評価で、かつ、運用対策をすべて実施済
- B 評価・・・計画書が A 評価以上で、かつ、計画した基本対策のうち運用対策についてはすべて実施済みであるが、設備導入等対策は未実施のものがある。ただし、平成 17 年度に計画書を提出した事業者に限る
- C 評価・・・次のいずれかの場合
 - ① 計画書の評価が B または C
 - ② 計画書が A 評価以上で、かつ、計画した基本対策のうち運用対策に未実施のものがある

(2) 二次評価（目標対策の削減実績と総量削減率に関する評価）

- AA 評価・・・一次評価が A となったもののうち、下記のいずれかを満たすもの
 - ①工場・事業場の設備等に係る総量削減率が計画削減率を上回る※
※工場・事業場の設備等に係る基準排出量に対する最終年度の排出量の削減率 > 計画削減率
 - ②目標対策（基準年度中に完了した目標対策相当の対策を含む）の実施による推計実績削減率が1%以上

(3) 三次評価（目標対策の達成状況に関する評価）

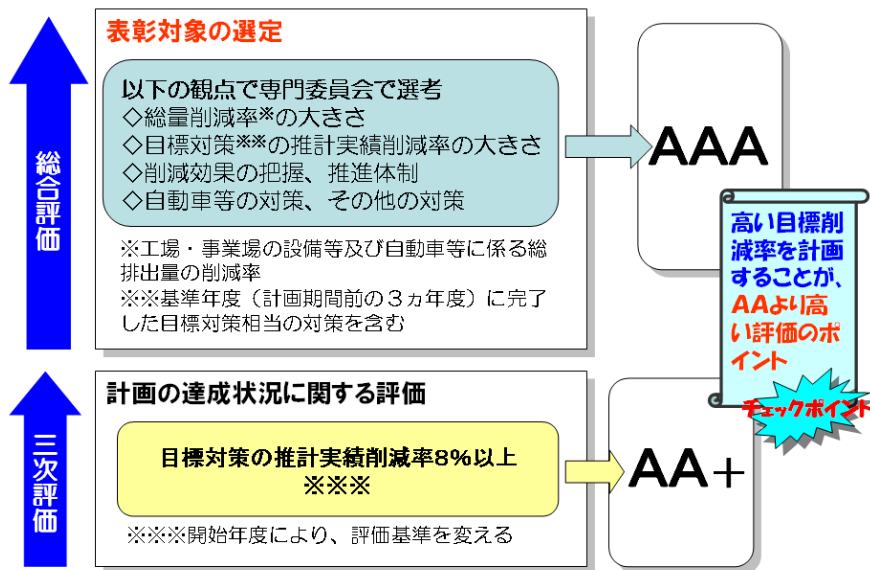
- AA+評価・・・二次評価が AA となったもののうち、目標対策の推計実績削減率（基準年度中に完了した目標対策相当の対策の削減率を含む）
8%以上(平成 17 年度開始事業所)、7%以上(平成 18 年度開始事業所)
6%以上(平成 19 年度開始事業所)、5%以上(平成 20 年度開始事業所)

(4) 総合評価（特に優れた事業所の評価）

- AAA 評価・・・三次評価で AA+となったもののうち、次に掲げる観点について専門委員会から意見を聴き、特に優秀と認められるもの

- ① 総量削減率^{※※}の大きさ
※※総基準排出量(工場・事業場の設備等に係るものと自動車等に係るものとの合計)に対する最終年度の総排出量の削減率
- ② 目標対策の達成度及び目標対策(基準年度中に完了した目標対策相当の対策を含む)の推計実績削減率の大きさ
- ③ 削減対策の効果の把握体制、削減対策の推進体制
- ④ 自動車等に係る削減対策の状況
- ⑤ 再生可能エネルギーの導入など、事業所内で実施するその他の削減対策の取組状況
- ⑥ その他の地球温暖化対策の推進に関する事項
 ◇◇◇ AAA 評価の事業所は表彰対象となります。 ◇◇◇

28 結果報告書の評価(1)



28 結果報告書の評価(2)

